

報道関係者各位

令和7年9月19日（金）

【照会先】

山口労働局職業安定部

職業安定課長 野上 秀和

職業安定監察官 三原 和光

雇用保険監察官 板垣 佳子

電話 (083)995-0380

宇部公共職業安定所における文書の紛失について

山口労働局（局長 ^{すずき てるみ}鈴木 輝美）は、宇部公共職業安定所（所長 ^{おか まさゆき}岡 勝之。以下「宇部所」という。）において発生した個人情報を含む文書の紛失事案について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1. 概要

宇部所において、雇用保険受給者である求職者X（以下「Xさん」という。）の雇用保険受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を宇部所内において紛失したと推測されるもの。

なお、受給資格者証には、Xさんの氏名、被保険者番号、性別、振込先口座情報等が記載されていた。

2. 事実経過

- （1） 8月7日、職員Aは、Xさん（公共職業訓練を受講中。また、雇用保険の受給資格を確認するための追加書類の提出を依頼し、8月6日に受理。）の受給資格者証を作成後、職員Bに回付し、職員Bは、Xさんの失業認定申告書の入力処理を行った。その後、Xさんは、公共職業訓練校に受給資格者証の写しを届ける必要があったため、職員Bは、職員Aに受給資格者証を渡し、Xさんに受給資格者証の写しを送付するよう依頼した。
- （2） 8月12日、職員Aは、受給資格者証の写しを作成し、8月13日にXさん宛て受給資格者証の写しを特定記録郵便で発送した。
- （3） 8月27日、職員Bは、別途受理したXさんの公共職業訓練通所届の事務処理を行うため、宇部所において保管しているはずのXさんの受給資格者証を探したが、見つけることができなかった。
- （4） 8月28日、職員Bは、職員AにXさんの受給資格者証の所在を確認したところ、

職員Aは、心当たりがないとのことであった。このことから、受給資格者証の所在が不明であることが判明した。そのため、所長を含む所幹部職員及び担当課職員全員で宇部所内を搜索したが、発見に至らなかった。

- (5) 8月29日、次長及び担当課長がXさんと面会し、受給資格者証を宇部所内で紛失した可能性が高いことを説明の上、謝罪し、了承いただいた。

3. 発生等原因

- (1) 受給資格の確認のため追加書類の提出を待つ案件等、通常と異なる処理手順について、書類の保管方法を含め所内での進捗管理が不十分であったこと。
- (2) 受給資格者証を見つけることができなかった段階で、上司への報告が速やかに行われなかったこと。

4. 二次被害の有無

現時点において、二次被害の事実は確認されていない。また、受給資格者証は、書類の管理上、他の書類に紛れて庁舎外に流出することは考えにくく、二次被害のおそれは低いものと考えられる。

5. 再発防止策

【宇部所における取組】

- (1) 8月29日、所内緊急幹部会議を開催し、所長から事案の概要説明を行うとともに、「書類の紛れ込みによる紛失を防止するため、机上を整理した上で作業に取り組むこと、未処理事案のうち処理に時間を要するものの保管場所を指定した上で、保管場所への保管を徹底すること」、「個人情報漏えいが確定するに至らずとも、おそれの段階で上司に一報すること」などの個人情報漏えい防止のための基本動作の徹底について指示した。その後、幹部職員から所内全職員に対して、所長からの指示を伝達した。
- (2) 9月1日、受給資格の確認のため追加書類の提出を待つ案件等、通常と異なる処理手順について、誰もが進捗状況を把握することができるよう、処理履歴や今後の事務処理の内容を含む案件の概要等を記載する様式を新たに定め、1件ごとに案件を共有・管理するよう改めた。
- (3) 同日、所長が、「個人情報保護に関する研修テキスト」による緊急点検を9月5日までに実施の上、提出するよう全職員に指示し、9月5日をもって全職員による点検が完了したことを確認した。
- (4) 9月中に、全職員に対して、所長及び次長を講師とする個人情報漏えい防止のための基本動作についての研修を実施する。

【山口労働局における取組】

- (1) 9月1日、職業安定部長、総務課長が宇部所へ赴き、事実関係、捜索状況を聴取し、速やかに未処理事案の進捗管理、保管の徹底を含む再発防止策を講じるよう指示した。
- (2) 9月3日、臨時の労働局内関係者会議（参加者：局長、総務部長、職業安定部長、総務課長、総務企画官、職業安定課長、宇部所長等）を開催し、事案の経緯や文書の捜索状況の詳細を共有した上で、再発防止策等について検討を行った。
- (3) 9月4日、総務課長から局内全課室長、各労働基準監督署長、各公共職業安定所長に対して、事案の概要を通知するとともに、未処理事案の保管場所の確認と保管の徹底を指示した。
- (4) 9月11日、緊急公共職業安定所長会議を開催し、職業安定部長、職業安定課長から事案の概要、問題の所在を説明するとともに、個人情報漏えい防止のための基本動作の徹底及び宇部所で新たに定めた様式を他の公共職業安定所でも活用することについて指示した。
- (5) 9月24日開催の定例労働局内幹部会議において、総務部長から改めて個人情報の適切な管理の徹底について指示する予定。
- (6) 9月中に、職業安定部長名で事案の発生原因を踏まえた対応について、各所長宛て通知する予定。